

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年 12 月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900193号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1900085号

第1 結論

1 請求者のA社における平成17年12月16日の標準賞与額を14万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成17年12月16日の標準賞与額を14万7,000円から35万6,000円に訂正することが必要である。

なお、平成17年12月16日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月16日

A社から平成17年12月16日に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録がない。調査の上、賞与を記録し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者がA社から渡されたとする平成17年分賃金台帳の写し及び請求者が保管する賞与支払明細書(平成17年12月16日)によると、請求者に対して当該事業所から35万6,000円の賞与が支給されていることが確認できるところ、厚生年金保険料控除額については、賃金台帳には賞与支給額に相当する2万5,433円と記載されている一方、賞与支払明細書には1万450円と記載されている。

事業主は、前述の平成17年分賃金台帳の写し及び賞与支払明細書(平成17年12月16日)は、A社が作成したものであるが、請求期間に係る厚生年金保険料控除額の相違については、

賃金台帳の他に確認できる資料がないことから、どちらの控除額が正しいか不明としているものの、おそらく賃金台帳が正しいと思う旨回答している。

しかしながら、請求者が保管する請求期間の前後に支給された賞与支払明細書（平成 17 年 7 月 20 日及び平成 18 年 7 月 20 日）について、賞与支給額に相当する厚生年金保険料よりも低額の厚生年金保険料控除額が記載されていることから、請求期間についても、賞与支給額に相当する厚生年金保険料よりも低額の厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

また、請求者及び同僚は、賞与は現金で支給されたとしており、賞与支払明細書の差引支給額と現金が合わなかったことはなかった旨陳述している。

さらに、平成 16 年分から平成 21 年分までの賃金台帳に記載されている各月の給与に係る厚生年金保険料控除額について検証したところ、オンライン記録で確認できる請求者の当該期間に係る標準報酬月額に対して適正な厚生年金保険料が控除されていない月があることが確認できる。

これらのことから判断すると、請求期間に係る賞与支払明細書に記載された賞与 35 万 6000 円が請求者に支給され、当該賞与支払明細書に記載された厚生年金保険料 1 万 450 円が事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、14 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 12 月 16 日の請求者の賞与の届出や保険料納付について不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 前述のとおり、請求者及び同僚は、賞与支払明細書の差引支給額と現金は合わなかったことはなかった旨陳述しているところ、請求期間に係る賞与支給額は、賞与支払明細書により、上記 1 の訂正後の標準賞与額を超えていることが確認できることから、標準賞与額を 35 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額 14 万 7,000 円を除く。）について、請求者は、賞与の支給額（35 万 6,000 円）に見合う厚生年金保険料（上記 1 の訂正後の標準賞与額 14 万 7,000 円に見合う厚生年金保険料を除く。）を事業主により賞与から控除されていたことは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記

録することが必要である。